

中津川市分離・分割発注及び指名回避に関する基準

平成21年10月16日

決 裁

(目 的)

第1条 この基準は、中津川市が行う公共事業の執行において、分離・分割発注及び指名回避の基準を設けることにより、地域業者の受注機会の増大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 分離・分割発注 一つの建物等のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注するもの及び一つの工事又は物品調達事業等において、工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものをいう。

(2) 同一事業 歳出予算科目が同じ事業を指す。ただし、歳出予算科目が異なっている場合においても、目的が同一の場合については同一事業とみなす。

(分離・分割発注)

第3条 市は、公共事業の発注に当たっては、価格、数量、工程等からみて分離・分割発注が適切であるかどうかを十分検討しなければならない。

2 分離・分割発注を行う場合は、次条及び第5条の基準を満たさなければならない。

3 分離・分割発注を実施した場合には、当該分離・分割発注に係る理由を公表するものとする。

(業者指名選定基準)

第4条 分離・分割発注は、市内に本店及び事業所を有する業者による入札案件に限り行うことができる。

(事業の基準)

第5条 分離・分割発注を行うことができる事業の基準は、次によるものとする。

(1) 同一事業であり、かつ、合理性、効率性、透明・公正性が確保される事業

(2) 建設工事については、公共事業の効率的執行によりコスト縮減が図られるよう適切な発注ロットなどを設定できる事業

(指名回避)

第6条 市は、分離・分割発注を行う場合において、連続受注を制限するため、同一事業において一度落札した業者を次回の入札について指名しないことができる。

2 指名回避できる場合は、次条及び第8条の基準を満たすものとする。

(設計額の基準)

第7条 分離・分割発注を行う場合において、指名を回避できる額の基準は、分離・分割した1案件の設計額が500万円以上の場合とする。

(期間の基準)

第8条 分離・分割発注を行う場合において、指名回避できる期間の基準は、同一事業において1案件の契約締結日から次回発注案件の業者指名決定日までの期間が6ヶ月以内の場合とする。

(その他)

第9条 分離・分割発注及び指名回避は、指名審査委員会において審議するものとする。

附 則

この基準は、平成21年10月16日から施行する。

「分離・分割発注」及び「指名回避」に関する基準（例）

例 1)

発注課	発注事業	事業費（千円）	指名業者	落札業者
〇〇〇課	テレビ購入 1	20,000	A～J 者（10 者）	A 者
〇〇〇課	テレビ購入 2	21,000	<u>Aを除く</u> 9 者	B 者
〇〇〇課	テレビ購入 3	19,000	<u>Bを除く</u> 9 者	C 者
△△△課	テレビ購入 4	4,000	A～J 者（10 者）	※
□□□課	テレビ購入 5	3,000	A～J 者（10 者）	
〇×△課	テレビ購入 6	2,000	A～J 者（10 者）	

※10 者で入札を行う為、すべての業者が落札する可能性有り

注) 1 から 2、2 から 3 の発注間隔が 6 ヶ月以内の場合「指名回避」できる

例 2)

発注課	発注事業	事業費（千円）	指名業者	落札業者
〇〇〇課	テレビ購入 1	20,000	A～J 者（10 者）	A 者
〇●△課	テレビ購入 2	3,500	A～J 者（10 者）	※
〇〇〇課	テレビ購入 3	21,000	<u>Aを除く</u> 9 者	B 者
□■□課	テレビ購入 4	2,000	A～J 者（10 者）	※
〇〇〇課	テレビ購入 5	19,000	<u>Bを除く</u> 9 者	C 者
△△△課	テレビ購入 6	4,000	A～J 者（10 者）	※

（1、2）（2、3、4）の案件を同一日に入札可

注) 1 から 3、3 から 5 の発注間隔が 6 ヶ月以内の場合「指名回避」できる

例 3)

発注課	発注事業	事業費（千円）	指名業者	落札業者
〇〇〇課	テレビ購入 1	6,000	A～J 者（10 者）	※
〇●△課	テレビ購入 2	3,500	A～J 者（10 者）	※
〇〇〇課	テレビ購入 3	4,000	A～J 者（10 者）	※

1～3 案件を同一日に入札可